

## 第22期第10回檜山海区漁業調整委員会 記録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年12月9日 14時00分  
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

### 2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、厂原 勝彦、田畑 明、加藤 元、水野 諭、  
久貴谷 英二、田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、齊藤 誠、辻 裕樹、  
工藤 智司  
(欠席委員氏名：成田 直彦、市山 智敏)

### 3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野水産課長、板谷漁業管理係長、土門技師

### 4 事務局氏名

荒井事務局長、駒形主事

### 5 議事事項

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)  
議案第2号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初  
配分案について(答申)

### 6 議事の顛末

荒井局長： ただ今より、第22期第10回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶(略)

荒井局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。  
檜山振興局水産課の中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師です。  
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。  
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

工藤会長： 本日の出席委員は、委員定数15名中13名の出席で規定数を満たしている  
ので、委員会は成立いたします。

荒井局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、石橋委員と齊藤委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「北海道資源管理方針の一部改正について」と議案第2号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」は関連がありますので一括して上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 北海道資源管理方針の一部改正と特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事から諮問がありましたので、資料に基づき説明いたします。

最初に、議案第1号についてご説明します。

資料1をご覧ください。

1ページは「北海道資源管理方針の一部改正について」の諮問文となっております。

漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものであります。

3ページの別紙の新旧対照表をご覧ください。

右側が現行の方針、左側が改正案、今回、変更がある部分は、アンダーラインを引いた部分となっております。

主な改正内容については、21ページの「北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」で説明いたしますので、3ページ以降の新旧対象表も併せてご覧いただければと思います。

今回の改正内容は大きく分けて（1）から（4）にお示しする4点となります。

まず1点目の（1）ですが、3ページの新旧対照表の第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新しております。

続いて（2）ですが、漁獲報告に関する規定の修正ということで、4ページから8ページの新旧対照表に記載のとおり、さんま、まいわし、ずわいがにについて、国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため変更しております。

なお、くろまぐろにつきましても、一部軽微な文言修正を行っております。

続いて、3点目（3）の 北海道資源管理方針の別紙2の規定についてです。

T A C魚種については、道の方針の別紙1に定められておりますが、T A C魚種以外の水産資源のうち、法に基づく資源管理の目標を定めるにあたって、必要な資源評価が行われ、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が設定された魚種を「別紙2」として定めることとします。

これは、T A C化に向けた議論は行ったが、結果的にT A C管理は行

荒井局長：わなない魚種が定められる場所ということになります。

現時点でT A C魚種以外に国の資源管理基本方針に目標が定められている魚種が無いことから、8ページの新旧対象表の下から6行目のとおり「該当なし」としてありますが、今後、新規のT A C魚種の議論の進捗によっては、T A C化に向けた議論は行ったが、結果的にT A C管理は行わない魚種が「別紙2」に追加されていくものと考えております。

続きまして、今回の一番大きな改正内容であります(4)の北海道資源管理方針の別紙3の追加についてです。

国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から認定協定へ移行していくこととなります。

認定協定への参加は、漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を締結し知事が認定するためには、北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要がありますので、今後、現在の資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、資源管理の方向性を定めていくこととなります。

今回は、まずは資源管理計画の対象となっている魚種のうち、資源評価が行われている別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域 から別紙3-19 やなぎだこ北海道海域 までの19魚種について、

8ページから19ページまでの新旧対象表に記載のとおり北海道資源管理方針の別紙3に追加するものであります。

魚種ごとの資源管理の方向性については、22ページの資料1-2にそれぞれの魚種ごとに資源水準や資源動向、資源管理の方向性(案)を記載しており、備考欄には資源管理の方向性の根拠を記載しております。

資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後の2027年までに中位、中水準以上に回復することとしています。

また、中位、中水準以上の資源については、その資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。

なお、一番上の「さけ北海道海域」については、ふ化放流計画に基づき資源造成を行っている魚種なので、「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針」に基づき、来遊資源2,800万尾の回復を目指すという内容としております。

23ページ以降は、北海道資源管理方針(案)の全文となっておりますので、後ほどお目通し願います。

以上が、議案第1号の北海道資源管理方針の改正内容についてでございます。

続きまして、議案第2号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」ご説明します。

資料2の1ページの諮問文をご覧ください。

諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群)に関する令和5管理年度にお

荒井局長：ける漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものであります。

2ページの別紙は、知事が公表します知事管理漁獲可能量案をお示ししております。

詳細につきましては、魚種ごとに順次説明いたします。

3ページの資料2-1「令和5年のTACについて」をご覧ください。

これは、11月21日に開催された国の水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

最初に、さんまについてです。

さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和3年2月の交渉で保存管理措置が決定されて以降、国際交渉が行われておらず、現在の保存管理措置が継続されていることから、令和4年と同様の内容となっており、国全体の漁獲可能量は155,335トンとなっております。

ただし、令和5年3月にNPFCが開催予定となっており、会議で新たな保存管理措置が採択された場合には、改訂となる可能性があります。

なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクさんま協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき、北海道に対して6,300トンが配分されています。

4ページの資料2-2には、知事管理区分への配分の考え方が記載されております。

まず、国から配分された数量を知事許可漁業のさんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理することとし、北海道さんま漁業には6,200トン配分、その他漁業には100トンを目安の「現行水準」としてあります。

3ページの資料2-1に戻りまして、次にまあじについてです。

まあじは太平洋系群と対馬暖流系群があり、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は60,000トン、限界管理基準値は15,000トン、2021年の平均親魚量は27,000トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は254,000トン、限界管理基準値は107,000トン、2021年の平均親魚量は291,000トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTACについては、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、両系群の合計値の152,400トンが設定されております。

大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が45,200トン、都道府県知事管理分のうち「北海道」に定める数量は、これまで同様「現行水準」の設定となっております。

荒井局長：5ページの資料2-3には、知事管理区分への配分の考え方が記載されております。

国から道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理することにしております。

3ページの資料2-1に戻りまして、最後にまいわしについてです。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量は1,187,000トン、限界管理基準値は487,000トン、2021年の平均親魚量は2,205,000トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオにより算定された922,000トンが令和5年のTACとして設定されております。

大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が551,000トン、都道府県知事管理分のうち北海道に定める数量は前年より7,400トン多い38,600トンの設定となっております。

6ページの資料2-4には、知事管理区分への配分の考え方が記載されております。

海域は区分せず、国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ27,000トンを配分します。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の定置による採捕量が大半を占めておりますが、「現行水準」としこれまでと同様の取扱としております。

7ページの資料2-5をご覧ください。

「令和4年と令和5年の配分量の比較について」です。

今回対象となるさんま、まあじ、まいわしの配分量が記載されておりますので後ほど、お目通し願います。

以上で、議案第1号と議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第1号と議案第2号の諮問について、異議のない旨知事に答申してよろしいですか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。  
以上で、本日の委員会の議事は終了です。  
ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでし

ようか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、本日の委員会はこれもちまして終了します。